

令和7年10月8日

課名	指導監査課
担当	村上、大波
内線	3268、3260
直通	086-226-7918

## 指定障害者支援施設に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、指定障害者支援施設に対し、次のとおり行政処分（指定の一部の効力の停止）を行いました。

### 1 施設の概要

- (1) 施設 みさき福祉園  
久米郡美咲町原田260番地
- (2) 開設者 社会福祉法人久米福祉会 理事長 丸山 秀樹  
久米郡美咲町原田260番地
- (3) サービス 指定障害者支援施設
- (4) 定員 50人

### 2 処分の通知日 令和7年10月8日

### 3 処分の内容及び期間

- (1) 内容 指定の一部効力停止（入所者の新規受入停止） 3月
- (2) 期間 令和7年11月1日から令和8年1月31日まで

### 4 行政処分の根拠となる法令の条項

- 障害者総合支援法第42条第3項（人格尊重義務違反）
- 〃 第50条第1項第3号（指定の効力の停止）

### 5 行政処分の対象となる事実

次のとおり職員1名による利用者4名への身体的虐待を確認した。

- ① 令和7年6月 職員が利用者2名の腹を殴るなどした。
- ② 令和7年7月 職員が利用者1名の足を蹴って転倒させ、顔に骨折を負わせた。
- ③ 令和7年6月～7月 複数回にわたって、職員が利用者の入ったトイレの取っ手等をひもで固定し、利用者を閉じ込めた。

### 6 再発防止に向けた指導

虐待の防止等に資する研修とその効果検証を繰り返し実施させる等施設全体としてのさらなる取組を指導する。